

⑤

定期監査結果報告事項に対して講じた措置については、令和元年6月26日付平企財収第15号により小平市長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和元年7月29日

小平市監査委員 岡 村 健 司

小平市監査委員 小 林 洋 子

定期監査結果報告事項に対して講じた措置について（回答）

平成31年4月26日付平監発第5号で小平市監査委員より報告のあった定期監査結果報告事項に対して講じた措置及び今後の対応策については、下記のとおりとする。

記

定期監査結果等

1 文書管理事務について

《指摘事項①》

補助金交付申請に係る文書において、保存すべき年度の文書が廃棄されているもの
(健康推進課)

【措置等①】

文書管理システムへのデータ登録の際は、小平市文書管理規程に基づく保存年限に誤りがないか確認し、また、廃棄をする際も、文書の内容と保存年限に矛盾がないか確認してから廃棄することを徹底する。